

高島市では、市民や関係者の理解を深めるため、研修会を開催するなど、高齢者虐待防止に向けた取組みを積極的に行ってきましたが、養介護施設従事者等による高齢者虐待通報件数の増加や、実際に『虐待』と判断した事象が発生していたことから、平成28年6月に「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に関するワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」)を設置し、高齢者虐待防止を円滑に進めるための一助として手引きの策定について検討することとなりました。

この手引きを策定するにあたり、市内の施設・事業所の皆様に、「高齢者虐待についてのアンケート」や「高齢者虐待防止に関する意見交換会」などにおいてご意見や思いをお聞きし、『現場のちから』や『熱意と努力』を改めて感じました。しかしその一方で「何が虐待で、何が不適切なケアなのか教えてほしい」「日々のケアで余裕がない」などの意見も多くあったことから、市では『介護現場で活用できる手引き』を作成し、階層別研修を行うなど手引きの活用を進め、各施設や事業所の現場で活用していただきました。

今回、この手引きをさらに現場で活用していただきやすいようバージョンアップするために、令和 3年2月に施設・事業所を対象に手引きの活用状況についてのアンケートを実施し、その結果を踏ま えて「ワーキンググループ」において検討を行いました。

アンケートの結果では、協力いただいた施設・事業所のうち約7割が高齢者虐待防止の取り組みに おいて手引きを様々な機会で活用しているとご回答いただき、特に管理者層の意識の変化を感じまし た。また現場では自身の日々のケアについて振り返り「温もりのあるケア」の実現を目指して取り組 んでいただく一助となったと考えております。

国では、令和3年度介護報酬改定・基準省令改正により各施設・事業所における虐待防止の体制整備が義務化され、施設・事業所の規模に関わらず取り組みが必要となりましたことからも、この改訂しました手引きを、今後も「高齢者虐待防止の取組み等の手がかり」としていただき、高齢者の方も職員の皆様も笑顔があふれる、温もりのあるケアを推進していくための『道しるべ』として活用いただければ幸いです。

終わりに、本手引きの作成・改訂にあたり、貴重なご意見、ご指導をいただきましたワーキング委員の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和5年3月 高島市地域包括支援課 (高島市地域包括支援センター)

本手引きの基本方針

1. 手引きのねらい

知識や理論だけでなく、具体的な事例を通じて高齢者虐待について理解できる。

「虐待」「不適切なケア」かどうかだけでなく、 「ケアの質」「サービスの質」として、 総合的・多角的に理解できる。

高齢者虐待防止・対応策を身につけ、 施設・事業所で実践できる。

2. 高島市の目指すべき姿(理念)

温もりのあるケアの実現

- ~地域、施設・事業所、医療・福祉などの関係者、高島市が一緒に高齢者を護る~
- 施設・事業所のお互いの「強み」「弱み」を知ることで、ネットワークを構築し、 市全体のサービスの質の向上を図ります。
- 高齢者福祉に携わる関係者の手で、高齢者虐待防止・支援体制の充実を 図ります。

すべての分野が つながって 高齢者虐待防止 を推進します

「高齢者虐待」の対応が必要な範囲

~虐待を広い視野で考える~

- ●「不適切なケア」の段階で発見・対応することで、「虐待の芽」を摘み取り、 虐待発生の予防に努めます。
- ●高齢者虐待防止法の規定からは「虐待」にあたるかどうか判断しがたくと も、高齢者の「権利」や「利益」が侵害されていたり、「生命・健康・生活」が 損なわれている場合にも対応を図ります。

高齢者の「権利」と支援者の「意識」

~「誰のための介護」「何のための介護」という意識~

- ●支援者の価値観や社会的通念を押しつけず、高齢者の意思を尊重し、常に 権利擁護の視点を持ちながら支援します。
- ●どのような状態であっても専門職として、高齢者と向き合い「最後までその人 らしい暮らしができる」サービスを提供します。

組織としての対応

~施設・事業所の意識~

- ●高齢者虐待の防止、発見、対応の責任は、従事者個々人だけの問題では なく、施設・事業所として考えます。
- ●虐待の背景となる要因を分析し、組織的な取組みを行い、その中で職員 個人として、チームとして必要な役割を果たします。

目 次

▶ はじめに▶ 本手引きの基本方針

第1章 温もりのあるケアの実現 ~ 地域、施設・事業所、医療・福祉などの関係者、高島市が一緒に高齢者を護る~・1
1. 温もりのあるケアを実現するために大事にしたいこと・・・・・・・・・ 2 2. 高島市の目指すべき姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第2章 高齢者の「権利」と支援者の「意識」 ~ 「誰のための介護」「何のための介護」という意識 ~・・・4
 なぜ「高齢者虐待防止」に取組む必要があるの?・・・・・・・・・・ 5 権利擁護に関する基本的な理解をしよう・・・・・・・・・・ 7 (1)支援者の視点 ~権利擁護~・・・・・・・・・・ 7 (2)施設・事業所の役割・・・・・・・・・・ 7
第3章 「高齢者虐待」の対応が必要な範囲 ~ 「虐待」を広い視野で考える ~ ・・・・・・・・・9
 1. 「高齢者虐待」の考え方と具体例を知ろう!・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

● 性的虐待・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

2. 「不適切なケア」の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

3.「身体拘束」と「高齢者虐待」の関係・・・・・・・・・・・・・・・・19

(1) 身体拘束がもたらす弊害・・・・・・・・・・・・・・ 19

(2) 身体拘束の具体例・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

(3)身体拘束の緊急やむを得ない場合とは・・・・・・・・・・・・・・・・20(4)「緊急やむを得ず」身体拘束を実施する場合の手続き・・・・・・・・21
第4章 組織としての対応 ~ 施設・事業所の意識 ~・・・・・・・・・・・・22
 もしも「虐待」に気づいたら?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q&A · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
 身体的虐待・身体拘束・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
● 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律・・・・・・・53● 高島市「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止対応の手引き」ワーキンググループ会議メンバー・・・65

第1章 温もりのあるケアの実現

~地域、施設・事業所、医療・福祉 などの関係者、高島市が一緒に高齢 者を護る~

1. 温もりのあるケアを実現するために大事にしたいこと

適切なケア

不適切な ケア

虐待

適切なケアをおこなっていても…

「"認知症だから"と説明をしても理解してもらうのは難しい」と、諦めてしまったことはありませんか?

「説明してもどうせ分からない」という姿勢や諦め、職員 同士の情報共有の不足は「不適切なケア」への落とし穴に近 づきます。どうすれば伝わるか、どうすれば理解してもらえ るかもう一度考えてみる必要があります。

虐待でなければ良い!?

「虐待」とは言えないが、高齢者が"辛い""悲しい"と感じるケア・・・。

悪気のない小さなミスでも、放っておくと「虐待」や「事故」の原因にもなります。小さな気付きにフタをせず、放置しないでみんなで考えることが、高齢者にとって適切なケアに近づきます。

見逃さない。二度とおこさない。

高齢者や家族の声に耳を傾けて早期発見、早期対応。

起きてしまったら二度と起こさないように、なぜ起きたのか、どうしたら再発を防げるのか、きちんと向き合って考えてみませんか?

『不適切なケア』や『虐待』に至る背景には様々な要因があり、それらの防止に取組むにあたっての難しさには、「発見のしにくさ」と「対応の分かりにくさ」が考えられます。

分かりにくい物事ほど、分かりやすい定義や一定の基準などの答えを求めてしまいがちです。 関わりにくい物事ほど、問題の先送りになり深刻化します。『不適切なケア』や『虐待』は一概 に分かりやすい定義や一定の基準だけでは判断をすることができません。

大切なことは、まず『高齢者本位』ということです。高齢者や家族の声に耳を傾けて、日頃の ケアを振り返ってみることが『不適切なケア』や『虐待』の防止につながります。

2. 高島市の目指すべき姿

アンケート調査や意見交換会などから「現場の人員不足でゆとりがない」「賃金などの待遇向 上の希望」「行政がもっと現場に関わり実態を把握してほしい」など、現状の制度に対する負担 感や改善を希望する意見が見受けられました。

人材確保が困難でサービスに支障を来たす事態になりつつあり、介護現場のストレスがサービスの低下を招き、『不適切なケア』や『虐待』に至ることは全国的な調査にもある通りです。

これは、施設・事業所だけの問題ではなく、高島市にとっても問題であり、これらのことにどのように向き合い考えていくのか、地域や施設・事業所、医療・福祉などの関係者、高島市が一体となって取り組んでいく必要があります。

高齢者や家族の声 に耳を傾け、日頃 のケアを振り返る 「不適切なケア」 の段階で対応し、 虐待発生の予防 を図る

温もりのあるケアの実現

「虐待」を広い視野 で考える

高齢者の尊厳の 保持を重視する ~ 地域、施設・事業所、医療・ 福祉などの関係者、高島市が

一緒に高齢者を護る ~

職員個人だけ でなく、組織 全体で考える 「不適切なケア」 「虐待」の背景要 因を分析し、個人 の役割を果たす

第2章 高齢者の「権利」と支援者 の「意識」

~「誰のための介護」「何のための 介護」という意識~

1. なぜ「高齢者虐待防止」に取組む必要があるの?

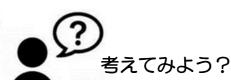


ある事例・・・

職員の近江さんが利用者の高島カツオさんのベッドで、オムツ交換を行っています。ここ最近、元気がない高島カツオさん。近江さんはオムツを替えながら「カツオちゃん最近、元気がないね?どうした?」と話かけました。それでも黙っている高島さんを元気づけようと、近江さんは「あっ!カツオちゃんの'おへそ'って、でべそやな。かわいい!

でべそさん!」と話しかけながら、高島さんの 'おへそ'を押しました。高島さんは 黙って目を閉じました。

オムツ交換が終わってカーテンを閉めると、そこには面会に来ていた高島さんの娘 さんが立っていました。娘さんはお父さん である高島さんにも、近江さんにも声をか けずに、そのまま帰ってしまいました。



Q₁

なぜ、職員の近江さんは 「でべそさん」と言って、高 島カツオさんの'おへそ'を 押したのでしょうか?

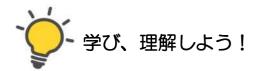
Q2

黙って目を閉じた高島カツ オさんはどのような気持ちだったと思いますか?

Q3

高島カツオさんの娘さんが 何も言わずに帰ったのはなぜ でしょうか?

Memo			



A1.「悪気がない」からといって、 「やっていいこと」ではありません。

私たちが提供しているのは、専門化された介護・福祉サービスです。「なぜ高島さんが元気がないのか」「どのような方法をとれば元気になってもらえるのか」という、正確な情報収集や課題分析もないまま思いつきでやった行為は、「根拠に基づいた適切なケア」とは言えません。

A2.「このくらいはいいんじゃない?」を そのままにするとより大きな「虐待」 が生じます。

高齢者の権利が侵害されていればそれは 「虐待」であり、命に関わるような重篤な ものかどうかに関わらず早期に対応を行い、 防止に努めることが求められます。

「このくらいはいいんじゃない?」と権利 侵害を放置するとそれがどんどん拡大する 傾向があります。

A3. 高齢者やその家族は、「嫌なことを嫌だ」と言いにくい状況におかれています。

施設・事業所を利用している高齢者の多くは、誰かの手を借りなければ生活することができない状況にあります。家に帰りたくても帰れない状況の方もいます。家族も同じで「連れて帰りたくても帰れない」状況の方がいます。そんな中、「こんなことは嫌だから、止めてほしい」と声をあげることはできるでしょうか?

高島カツオさんや高島さんの娘さんの『言いたくても言えない無言の主張』について、私たちは耳を傾けなければなりません。自分で自分のことを主張できない高齢者の『声なき声』を聴き、その尊厳を護ることが、私たち支援者の役目です。

Check Point



事例その後・・・

通りかかったフロアリーダーは近江さんから事情を聞き、「まず、私が高島さんのご様子を確認します。それから一緒に高島さんと娘さんに謝りましょう。どうやったら最近元気がない高島さんに元気になってもらえそうか、今日の夕方のミーティングで、みんなで話し合おうね。明日、高齢者虐待防止の勉強会をするから今回のことをみんなと話し合いましょう」と、近江さんに言いました。

翌日、勉強会に参加した近江さんは「自分のしたことは虐待だったのかもしれない…」と気付きました。

尊厳を傷つける行為は「虐待」 にあたります。高齢者虐待防止法では、 『虐待を受けている高齢者が「虐待を されている」および介護者が「虐待を している」という自覚があるとは限ら ない』とされています。

誰もが知らず知らずのうちに、「虐待」をしてしまう可能性があるということです。 "もし自分が同じことをされたら" "権利を護るとはどういうことか"と、もう一度考えてみませんか?

2. 権利擁護に関する基本的な理解をしよう

(1) 支援者の視点 ~ 権利擁護 ~

介護が必要な高齢者であっても、自由に物事を考え行動し生活のなかで成し遂げたいことや欲 しい物、好きなことから嫌いなことまで様々な価値観があります。

そのため、高齢者一人ひとりとしっかり向き合い、「誰のための介護」で「何のための介護」 なのかを意識する必要があります。高齢者の権利を軽視したような行動を防ぐには、高齢者が持 つ「権利」について考え、意識し続けることが重要です。

本人が自分で決められ るように支援する 本人の強みを 見いだしていく 本人の考え方や生き方 を尊重し、支援する

本人の気持ちや、 言葉・表情の背景に あるものを受け止める

「本人らしさ」を 大切にする 相手の立場に自分を置き換えて考えることを 繰り返す

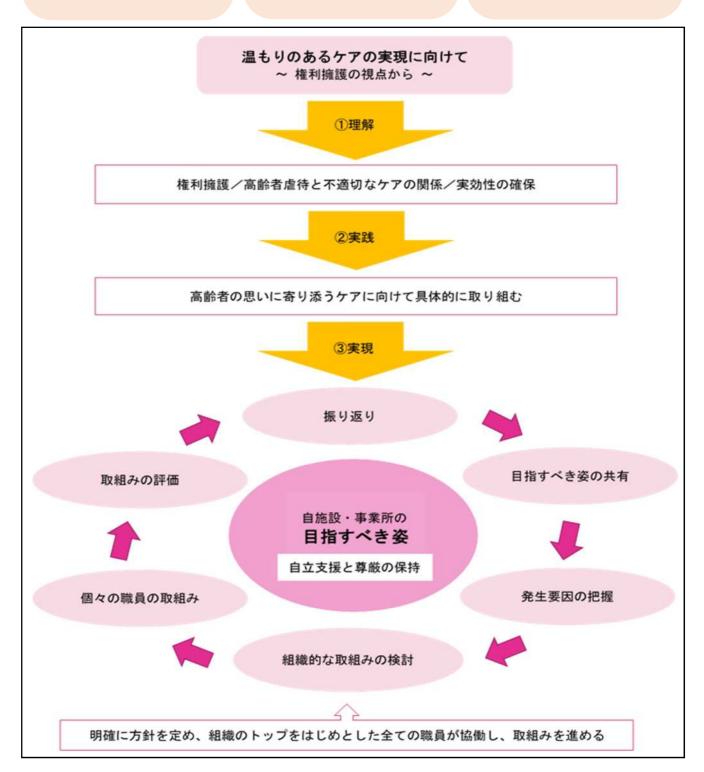
(2)施設・事業所の役割

今後、介護の現場では認知症高齢者や重度の要介護者が増えていくことが確実であり、支援者には、常に権利擁護の視点からどのような状態であっても人権を尊重し、「最後までその人らしい暮らしができる」サービスを提供することが求められます。

そのためには、組織のトップが先頭に立ち、介護保険法が理念とする「尊厳の保持」と 「自立支援」を明確に掲げ、全ての職員がその実現に向け専門性を発揮しチームとして支援 をしていくことが不可欠となります。

「権利擁護」を意識することで期待される効果

「権利擁護」の視点をも つことで、「虐待」「不適 切なケア」について考える きっかけとなり支援者の視 点や行動の変容に繋がる。 手順や様式を示し話し合い を促すことにより、運営方 針、地域特性や利用形態に 合った、施設・事業所の 「強み」を活かした取り組 みが実践される。 介護施設の社会的役割、 職員の職責の理解を深め、 権利擁護の取り組みを実践 することにより、高齢者や 家族との信頼関係が構築される。



(参考:高齢者の思いに寄り添うケアを推進するための手引き 山梨県高齢者権利擁護等推進部会 平成27年6月)

第3章 「高齢者虐待」の対応が必要 な範囲

~「虐待」を広い視野で考える~

1.「高齢者虐待」の考え方と具体例を知ろう!



ある事例・・・

施設の勉強会で、職員の扇さんから報告がありました。「最近、認知症が進行しているせいか、利用者の海津フジさんは、何度言ってもオムツいじりをやめへん。とても頑固や。しつけしようと思って手の甲をつねったらやめてくれたわ」と言いました。

職員から「'つねる'行為は身体的虐待の具

体例にも出てるし、虐待ちがうの?」という意見が出るなか、「じゃ、どうやって海津さんをしつければいいの?」と扇さん。「海津さんは布団もベッドも部屋も汚すから同室の利用者さんも匂いとかで迷惑してるんですよ。集団生活のルールは分かってもらわんと!」と扇さんは続けます。



考えてみよう?

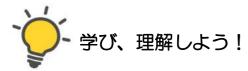
Q1

「オムツいじりをしてい る海津フジさんをしつけよ うとして、手の甲をつねる」 のは虐待だと思いますか? **Q2**

職員の扇さんは、なぜ "しつけ"ようとして、手 の甲をつねる行為をしたの でしょうか? **Q3**

どうしたら「Q1」のような行為を防止できると思いますか?

Memo



A1.「一人ひとりを支えるサービスであること」を意識します。

「つねる」行為は身体的虐待です。また、高齢者は「しつけ」の対象ではありません。

私たちは、一人ひとりの高齢者の状態に合わせた個別ケア「サービス」として提供する 仕事をしています。高齢者が安心して生活して頂けるように支援するのも私たちの役目です。

一人ひとりに柔軟な対応をすることが大切 です。

A2. 「なぜ起きているか」「どう応えること ができるのか」をチームで考えます。

「オムツいじり」という"問題"に目を向けると、「オムツいじりをやめさせる」という"制限"の方向で方針を考えがちです。

海津さんには、「痒みや痛みがあるのでしょうか?」「生活は充実しているのでしょうか?」…など、一人でいろいろな側面から考えるには限界があります。

職種、職位を超えたチーム、高齢者やその 家族とともに考えていくことも重要です。

A3. ケアを提供する上での「工夫」や「困りごと」を日常的に共有します。

ケアを提供する上での「工夫」や「困りごと」を日常のなかで共有すると、高齢者の日々の変化に対応することができ、チーム力が強まります。職員同士が話し合い、日々の方針と対応を共有していくことで、助け合いながらケアに臨むことができるようになります。職員が相互に助け合ってケアに従事できる組織風土が職員のストレスを軽くするのです。お互いに「どうしたの?」「手をかそうか」と声をかけ合える職場環境をつくっていきましょう。



事例その後・・・

勉強会を通じて、フロアリーダーの 今津さんは、「'つねる'ことは身体 的虐待に該当する」ということを伝え るだけでは虐待は防止できないという ことに気づきました。

勉強会では、「オムツいじり」がな ぜ起こっているかを考えることが大切 じゃないか?という発言が出ていま す。

今津さんは、「ひもときシート」を 使って海津さんのケアプランの見直し を提案しました。



● ひもときシートとは?

事実と根拠に基づいた適切なケアにつなげていくために「思考の整理」を行い、支援者中心になりがちな思考を本人中心の思考(本人の気持ちにそった対応)に転換し、課題解決に導くためのツールです。

認知症の人が話す言葉や行動には、必ず意味があります。その理由がわからず振り回されてしまい、支援者が疲れを感じてしまうことがあります。

支援に迷う状況から脱するために、 様々なツールを用いて、チームや 組織で考えることが大切です。



(1)養介護施設従事者とは?

介護保険法や老人福祉法で規定されている、施設・事業所の業務に従事している者を称します。

● 高齢者虐待防止法に規定されている養介護施設従事者等

入所系

高齢者が生活する

- ・特別養護老人ホーム
- ・グループホーム
- 養護老人ホーム
- · 介護老人保健施設
- ・ケアハウス
- · 小規模多機能型居宅介護
- · 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 有料老人ホーム

通所系

高齢者が出向いて サービスを受ける

- · 認知症対応型通所介護
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 小規模多機能型居宅介護



訪問系

高齢者が訪問・相談を 受ける

- · 訪問介護
- •福祉用具
- 訪問入浴
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- · 小規模多機能型居宅介護
- 居宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター
- 居宅療養管理指導

※小規模多機能型居宅介護は、入所(宿泊)・通所・訪問の機能を持ち合わせているため、全てに記載しています。

(2)養介護施設従事者等による高齢者虐待の具体例

身体的虐待

~高齢者の身体に外傷が生じ、



または、生じる 恐れのある暴行を か 加える行為~

①暴力行為

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- 入浴時、熱いシャワーをかけて火傷をさせる。
- 本人に向けて物を投げつけたりする。など

身体的虐待

~高齢者の身体に外傷が生じ、 または、生じる恐れのある暴行 を加える行為~



②本人の利益にならない強制による行為、代替法を検 討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられて おらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要す る。
- ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑 えつける。
- ・車イスやベッド等から移動させる際に、必要以上に 身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で高齢者が拒否をしている のに口に入れて食べさせる。など

③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

具体例は20ページ参照。

介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

~高齢者を養護すべき職務上の 義務を著しく怠る行為~



①必要とされている介護や世話を怠り、高齢者の生活 環境や身体や精神状態を悪化させる行為

- ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放 題、汚れのひどい服や破れた服を着せる等、日常的 に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の変換(交換) 栄養管理を怠る。
- ・オムツが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒 すぎる等)で長時間過ごさせる。
- ・室内にゴミが放置されている。ネズミやゴキブリがいるなどの劣悪な環境で過ごさせる。など

②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的 診断を無視した行為

- ・医療の必要な状況にも関わらず、受診させない。 あるいは救急対応をおこなわない。
- ・処方箋通りの服薬をさせない、副作用が生じている のに放置している、処方通りの治療食を食べさせな い。 など

介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

~高齢者を養護すべき職務上の 義務を著しく怠る行為~



③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を 制限させる行為

- ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ・必要なメガネ、義歯、補聴器などがあっても使用させない。 など

④高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置

・他の利用者に暴力をふるう高齢者に対して、何ら 予防的手立てをしない。 など

心理的虐待

~高齢者に著しい心理的外傷を 与える言動や行為~



①威嚇的な発言、態度

- 怒鳴る、ののしる。
- ・「ここ (施設・事業所・居宅) にいれなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。 など

②侮辱的な発言、態度

- ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴 う言動等を嘲笑う。
- ・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。
- ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・子ども扱いをするような言葉使いやニックネーム 「〇〇ちゃん」等の呼称で呼ぶ。 など

③高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、 高齢者の思いや状態を無視してオムツを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、 高齢者の思いや状態を無視して食事の全介助 をする。 など

④高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような 発言、態度

- 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこん なことができないの」などと言う。
- 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- 話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ・高齢者の大切にしている物を乱暴に扱う、壊す、 捨てる。
- ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の高齢者にやらせる)。 など

⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ・高齢者が家族に伝えてほしいという訴えを理由なく 無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、高齢者の意志や状態を無視し て面会をさせない。 など

⑥その他

- ・車椅子での移乗介助の際に、早いスピードで走ら せ恐怖感を与える。
- 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・高齢者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮 影し他の職員に見せる。
- 高齢者の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の高齢者と一緒に着替えさせたりする。 など

心理的虐待

~高齢者に著しい心理的外傷を 与える言動や行為~



経済的虐待

一高齢者の金銭を無断で使用、金銭の使用を理由なく制限する行為~



●高齢者の合意なしに財産や金銭を使用し、高齢者の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- ・施設・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・金銭、財産等の着服・窃盗等 (高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する) (無断流用、お釣りを渡さない)
- ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

性的虐待

~高齢者と合意のない性的・ わいせつ行為の強要~



●高齢者との間で合意がされていない、あらゆる形態の 性的な行為またはその行為を強要すること

- ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- ・性的な話を強要する (無理やり聞かせる、話させる)
- わいせつな映像や画像を見せる。
- ・高齢者を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、 映像や写真を撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下 (上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・人前で排泄をさせたり、オムツ交換をしたりする。 また、その場面を見せないための配慮をしない。

など



● 5ページの近江さんの行為

「カツオちゃん」という呼び方は、子ども扱いをするような呼称として、 心理的虐待と捉えられます。

また、「でべそさん」という侮辱的呼称を使っている点も心理的虐待です。不必要に、"おへそ"を押すことは、心理的虐待や身体的虐待のどちらかに該当すると考えられます。

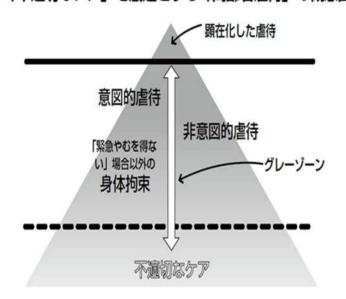


2. 「不適切なケア」の考え方

高齢者虐待の種類には、12~16ページでも示したように「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)」「心理的虐待」「経済的虐待」「性的虐待」があります。

では、虐待はどのようにして起こるのか?それは「不適切なケア」から始まり、意図的ではない虐待から意図的な虐待、緊急やむを得ない場合以外の身体拘束、グレーゾーンを経て、顕在化した虐待になります。虐待を防止するためには、初期の「不適切なケア」の段階でケアを見なおし、「虐待の芽」をつぶしていく必要があります。

☆「不適切なケア」を底辺とする「高齢者虐待」の概念図*



(出典:施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト 認知症介護研究・研修仙台センター 平成21年3月)



●「虐待」と「不適切なケア」 との考え方

虐待は不適切なケアと連続した概念があるという見方から、個別の事例から離れた一般論として、境界線を引くことは困難です。「虐待かどうか」「不適切かどうか」「身体拘束かどうか」ということだけに着目し形式的な側面だけをみて判断するのではなく、「ケアの質」「サービスの質」として総合的に考える必要があります。

例えば・・・

ベッド柵による身体拘束を避けるために、ベッドではなく、布団で寝起きをするという対応をすれば、「ベッドを柵で囲む」といった身体拘束はなくなります。しかし、高齢者の心身状態によっては、布団にすることで移動が極端に制限されることもあります。身体拘束を避けて「安全」を確保しても、「自由」を奪うということが生じます。このことがケアの質の観点からよいかというと、決してそうではありません。境界線は単純なものでなく、①高齢者本人から見てどうか、②本人にとってどうか、どう感じているか、③基本的な権利が侵害されていないか、といった視点が必要になります。

介護場面で考える「これって虐待?」



≪職員の声かけ≫

- ・高齢者が同じことを繰り返し訴えると、無視をしたり、「ちょっと待って」「さっきも言ったでしょ」などの強い口調でこたえたりする。
- ・高齢者がいる前で、その高齢者の状況を話す(○○さんって、おしっこもう出た?など)。
- 高齢者が危険な行為をしそうになると、つい怒鳴ってしまう。

≪排泄介助≫

- ・トイレのドアを開けたまま排泄介助を行う。
- ・パットを必要以上に多く使用し、本来の排泄介助の時間をとばす。



≪食事介助≫

- ・刻み食の高齢者に対して、食事をすべて混ぜ合わせて食べさせる。
- 高齢者を職員の周りに座らせ、立ったまま食事介助する。
- ・自力で食事摂取が可能だが時間がかかる高齢者に対して、時間の短縮のため職員がすべて 介助してしまう。

≪その他介助など≫

- 高齢者の臥床・離床・起床等を半強制的に行う。
- ・体位を変える時、言っても高齢者は理解できないので黙っていきなり行う。
- ・車いすのベルトは身体拘束だと言われたので、テーブルやイスで挟んで動きにくくする。
- ・高齢者の個人的な情報を職場の外で必要時以外に話す。
- 高齢者それぞれの心身機能の状態を把握していない。
- ・高齢者それぞれのケアプランの内容を知らない。



事例一つ一つを、「高齢者を中心」に考えてみると、高齢者の方が望んでいないこととして共通し、「"高齢者が望まない関わりの全てが虐待の可能性を秘めている"」と考えられます。「高齢者の視点」か「支援者の視点」かによって、結果は変わってきます。高齢者との関わりをしっかりと持ち、ニーズを知ること、相手を知ること、そこから介護はスタートします。

3. 「身体拘束」と「高齢者虐待」との関係

身体拘束が常態化することで、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった精神的な苦痛 (心理的虐待)を与えるとともに、関節の拘縮や筋力低下など身体的な機能を奪ってしまう(身体的虐待)危険性があります。

高齢者が他者からの不適切な行為により権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、「緊急やむを得ない場合(20ページ参照)」を除いて、身体拘束は原則としてすべて虐待に該当する行為として考えられています。

(1) 身体拘束がもたらす弊害

- ・ベルト、柵、紐等による行動制限
- ・つなぎ服やミトン型手袋の使用
- ・立ち上がりを妨げる柵や椅子の使用
- ・向精神薬などの過剰服用
- ・鍵をかけた居室等への隔離 など
- ・関節の拘縮、筋力の低下、身体機能 の低下や圧迫部位の褥創の発生。
- ・食欲の低下、心肺機能、感染症への抵抗力の低下。 など

ベッド柵の乗り越えによる転落事故、車

- ・意思に反して行動を抑制され ることによる屈辱、あきら め、怒り等。
 - ▶ せん妄等認知症症状の 悪化、精神的苦痛、 尊厳の侵害
- ・家族へ精神的ダメージ。
 - ▶ 入所させたことに対する罪悪感、怒り、後悔
- ・安易な拘束が常態化すること による支援者の士気・対応ス キルの低下。
 - ▶ 介護の質の低下 など

いすからの無理な立ち上がりによる事故 等の発生リスクが大きくなる。 など

(出典:高齢者虐待と権利擁護 東京都福祉保健局)

(2) 身体拘束の具体例

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、 手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、 車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ① 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(出典:厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』、2015)

(3) 身体拘束の緊急やむを得ない場合とは

切迫性	高齢者または、他の高齢者等の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと。 【留意点】 身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、 それでもなお身体拘束を行うことが必要となるまで本人の生命、身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。
非代替性	身体拘束やその他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。 【留意点】 まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、生 命または身体を保護する観点から、他に代替手法が存在しないことを複数 の職員で確認する必要があります。また、拘束の方法自体も、高齢者の状 態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければなりません。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。 【留意点】 本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

(4) 「緊急やむを得ず」身体拘束を実施する場合の手続き

「緊急やむを得ず」身体拘束を実施する場合、上記の『3要件』の判断に加え、極めて慎重な手続きを踏まなければなりません。手続きの内容は、以下5つのポイントを踏まえる必要があります。

身体拘束廃止 に向けた体制 作り

カンファレンス の実施 高齢者や家族 への説明

記録と再検討

身体拘束の 解除

1. 身体拘束廃止に向けた体制作り

3要件に該当するかどうかの判断が、担当 スタッフ個人や数名のスタッフで行われるの ではなく、「身体拘束廃止委員会」のような 組織で施設全体として判断されるような体制 を整える必要があります。

2. カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況があれば、臨時の身体拘束廃止委員会等を開催し、拘束による高齢者の心身の弊害、拘束をしない場合のリスクについて検討します。

また、①切迫性②非代替性③一時性の3要件を 満たしているか慎重に判断し、その理由を整理し ます。

3. 高齢者や家族への説明

高齢者・家族向け説明書を用い、身体拘束の 内容・目的・理由・拘束期間・時間帯・場所等 を説明します。

十分な理解を得られた場合は、説明書に説明を受けた旨の記名押印をいただきます。

4. 記録と再検討

◆記録

介護保険法の基準条例、老人福祉法施行規則に おいて身体拘束の記録の作成と保存年数が「5年」 (有料老人ホームは2年)と定められています。

◆再検討

身体拘束開始後、身体拘束廃止委員会等の定例会 (場合によっては臨時)でのカンファレンスを開催し、身体拘束廃止に向けた検討を行います。

5. 身体拘束の解除

再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに解除します。

第4章 組織としての対応

∼施設・事業所の意識~

1. もしも「虐待」に気づいたら・・・



ある事例・・・

職員の青柳さんは、同僚の鴨さんが高齢者の 旭さんの居室で、無理やりスプーンを旭さんの 口に押し込んで、介助を行っているのを見かけ ました。鴨さんは旭さんを見て、ため息をつき 「ほんまに、しんきくさいな…。もう食べない よね。」「時間もないからこれで終わり!」と 怒鳴りつけています。青柳さんは「どうしよ う、虐待なんて上司や仲間に言ったら大騒ぎに なる。」「職場の誰かに相談したら、鴨さんは 誰が言ったか犯人捜しをするかもしれない。」 「上司を通さず市に言ったら怒られる。そも そも虐待が分からないし」と困りました。 しかし、今までも鴨さんのケアが乱暴ではない かと職員の中では噂になっていました。

部屋の中を覗くと、旭さんの目には涙が浮かんでいます。旭さんの涙を見た青柳さんは、 勇気を出して施設長のところに行き、自分が 見た全てを話しました。

施設長は一言、青柳さんに「知らせてくれ てありがとう」と言いました。

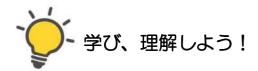


Q1

施設長はなぜ職員の青柳さんに「知らせて くれてありがとう」と言ったのでしょうか? **Q2**

養介護施設従事者には、通報義務があり ます。なぜ義務になっているでしょうか?

Memo			
)	 	



A1. あらかじめ、虐待がおこった時の組織対応を決めておきます。

誰が誰に報告するのかなど、もし虐待が起こった場合にはどう対応するのか決めておくと、迅速な初期対応をとることができます。まずは事実の有無を確かめることよりも、高齢者の安心・安全確保を第一に考えることが重要です。

虐待があると思われる(証拠の有無は問わず)場合には高島市地域包括支援センターに連絡してください。事実を確認するために調査が行われますが、調査の際も正確な情報を隠さず伝えることが、再発防止につながります。

A2. 組織としての背景・要因をつかみ、再発防止に努めます。

施設・事業所でも「なぜ起こったのか」という調査を進めていきます。その際、「なぜこの職員が虐待することを止められなかったのか」「何が虐待を許したのか」という視点で調査をすることが大切です。

事例の場合、「職員の鴨さんのケアが乱暴だと話し合っていたのに、"なぜ"虐待を止められなかったのか」を考えることが、再発防止の第一歩です。施設長は、鴨さんが「仕事が遅い」と注意を受けたことがあり、「食事介助を早くしなければならない」と思いつめていたことを知りました。さらに、同じ思いをしている職員が何人もいることを把握しました。その後、食事の提供時間や食事の内容そのものを大きく見直すことで、施設の雰囲気も変わっていきました。



事例その後・・・

数年後、職員の鴨さんが施設内の虐待防止委員会で話をしています。「あの時は辛かったです。自分のしたことが虐待だと言われ、辞めなくてはいけないと思いました。でも施設長が『まず旭さんにしっかりとお詫びをしよう。そして適切なケアが提供できるようになろう。そうすることで旭さんの信頼を取り戻す…。それがあなたの責任だし、そんなあなたを支えるのが自分の責任だと思う。一緒に頑張ろう』と言ってくれて。」「自分の仕事を見直した今、介助している時に旭さんの笑顔に触れると、心から嬉しく思えます。」鴨さんの話を聞きながら、

「虐待防止への取組みが、高齢者や職員の笑顔を支えることにつながった」と、施設長自身も振り返っています。

Check Point

「虐待」が起こった場合 は、早急に通報する義務

が「高齢者虐待防止法」によって定められています。虐待をした職員個人の責任だけでなく、防止できなかった組織の課題を把握し、再発を防ぐために高島市地域包括支援センターが調査を行います。その際、通報者の特定をさせるような情報はもらすことはありません。

施設・事業所側も通報者に対して不利益な取り扱いをすることは禁じられています。

(26ページ参照)

~ 24 ~

(1) 関係者に課せられている義務

高齢者虐待防止法では、施設・事業所は高齢者虐待を防止するための措置や施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際は、速やかに『通報』する義務が定められています。その為、施設・事業所は、職員に対して『虐待発見時の通報義務』や『連絡先等の周知』をおこない、施設長や管理者は、『虐待の未然防止・早期発見』に努めるとともに職員からの報告等により『虐待(疑い含む)』を発見した場合は、自ら通報義務を負うことを自覚する必要があります。

関係者	義務	高齢者虐待防止法
施設長・管理者など (施設の設置者または事 業をおこなう者)	 全職員への研修 苦情処理体制の整備など 高齢者虐待防止に資する対応 通報 ※虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに通報。 	養介護施設従事者等による 高齢者虐待の防止等の措置 (第 20 条)
施設・事業所職員など	● 通報 ※虐待を受けたと思われる高齢者 を発見した場合、速やかに通報。	高島市への通報義務 (第 21 条)
施設従事者等以外の者 (一般市民 など)	● 通報※努力義務虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合。※義務高齢者に生命または、重大な危険が生じている場合。	高島市への通報義務 (第 21 条)
高島市	 通報 対応、相談窓口の周知 事実確認、立ち入り調査等 被虐待者(虐待をうけている高齢者)の保護 改善指導等 	老人福祉法または介護保険 法の規定による権限の適切 な行使 (第 24 条)

(2) 通報者の保護、不利益な取扱いに関する規定

守秘義務との関係 (虚偽、過失を除く)

高齢者虐待防止法では、「刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関 する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨 げるものと解釈してはならない」と示されています (第21条第6 項)。したがって、高齢者虐待について通報等を行うことは、施設従 事者等がする場合であっても、「守秘義務違反」にはなりません。

不利益取扱いの禁止 (虚偽、過失を除く)

通報したことによる不利益な扱いは禁止されています。

(高齢者虐待防止法第21条第7項)

※この規定は、高齢者虐待の問題を施設・事業所の中だけで抱え 込まずに、早期に発見し対応を図るために設けられました。



虚偽

高齢者虐待の事実が ないのに、事実であ るように嘘の通報な どを行うこと。



過失

一般の人から見て虐 待があったと「考え る」ことに合理性が ない場合に通報を行 うこと。



不利益な取り扱い

降格、減給、訓告、自 宅待機命令、給与上の 差別、退職の強要、専 ら雑務に従事させるこ と、退職金の減給・没 収など。



通報者の保護と「過失」による通報について

「過失」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解さ れます。

実際に虐待の事実やその現場を知った上での通報でなければ「過失あり」とされるのではなく、 虐待があると信じたことについて、「一応の合理性」があれば過失は存在しないとされます。

また、「一応の合理性」とは、具体的には、高齢者の状態や様子、 虐待したと考えられる施設従事者の行動・様子などから、虐待があった と合理的に考えられることを指します。



(3) 高齢者虐待相談窓口

高島市

滋賀県

名 称 : 高島市地域包括支援センター

(地域包括支援課)

住 所 : 高島市新旭町北畑565番地

電 話 : 0740-25-8150

FAX : 0740-25-8054

メール: houkatu@city.takashima.lg.jp

※夜間・休日の電話番号 : 0740-25-8000

(代表:市役所宿日直)

長寿介護課 電話: 0740-25-8029

名 称 : 滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

住 所 : 大津市京町4丁目1番1号 電話 : 077-528-3522

FAX: 077-528-4851

2. 「高齢者虐待防止」のために必要な体制整備を考えよう!



ある事例・・・

介護主任のところに、新任職員の桜さんがやってきました。とても熱心な若手介護職員です。

「高齢者の朽木さんは、自分の時だけオムツ交換をされるのを嫌がります。朽木さんには認知症があると理解しているつもりですが、自分のケアがダメなのか叩かれたり噛みつかれたり抵抗されます。どうしていいか分かりません…」という相談でした。介護主任は「ケアの上で一番大切なものは、朽木さんとの信頼関係だとこの間の研修会で

教わったよね?朽木さんとの間の信頼関係 を築くことから始めてみてはどうかな?」 と答えました。

一週間後、今度は施設長のところに桜さんがやってきました。「このままだと、自分に抵抗する朽木さんを叩き返してしまいそうです。この仕事は自分に向いていないと思いました。もう辞めたいです・・・」



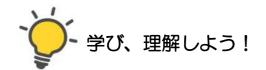
Q1

桜さんはなぜ、最初に相談した介護主任 ではなくて、施設長のところに相談にいった のでしょうか?

Q2

研修会や勉強会で学んだことを、日常業務 の中で具体的に実践していくためには、どの ような工夫や体制があると良いと思います か?

Memo



A1. 職員の状況を把握し、適切に支えるのが、主任・リーダー業務です。

「信頼関係を築くことから始めてみてはどうかな?」と言われ、新任職員の桜さんはそれ を実行することができたでしょうか?桜さんが必要としていたのは、信頼関係を築く「具体 的方法」の助言です。

そして、具体的な方法が何なのかは、桜さんや他の職員のケアの状況や、高齢者の朽木さんの状況を把握することで分かってくるものです。リーダーの役割を担う職員(この場合だと介護主任)は、ケアの現場に出向いて状況を把握し、抽象的な理念だけではなく具体的な対応方法を示して職員を支えていく必要があります。

A2.「言葉で理解したこと」が「実践できるようになる」ための支援・体制が必要です。

認知症の行動・心理症状(BPSD)への適切な対応方法が分からずに虐待に至ってしまう傾向があります。虐待防止のためには、認知症ケアのスキルを高めていくことが求められます。

そのためには、集合型の研修により言葉で理解するだけでなく、実際にどのように対応 していくのか、具体的な実践を通して学び、身につけていくことが必要です。

上司や先輩のケアを見て、解説をうけながら実際にやってみること、他の施設・事業所の ケアを見学して学ぶことも有効です。

A3. 職員の目標・組織の理念を連動させ、高齢者の尊厳を護るケアを提供します。

組織の理念は、高齢者の尊厳を護ることに向いていますか?

その理念をすべての職員と共有できていますか?

職員が組織の理念と連動した業務目標を立てられるよう、管理職(この場合は施設長)は 職員を支えていく必要があります。目標の設定支援だけでなく、きちんと実行できるような 運営体制を法人としてとることも求められます。そのことが高齢者の尊厳を護るケアの提供 につながります。

自己点検シートや第三者評価による、運営体制の見直しも有効です。



事例その後・・・

施設長は、介護主任に桜さんがそのような状況なのかを聞きました。介護主任は「'信頼関係を築く'ように指導した」と答えました。介護主任と施設長は話し合い、「桜さんと一緒に朽木さんのところに行き、どのようなケアが適しているのかを考えていく」という方法をとることにしました。話し合いの中で施設長は、ケアの現場で働きながらリーダー業務もしている介護主任の業務量が多いことに気づき介護主任の業務と役割を見直し、介護主任への助言や指導を行っていくようにしました。

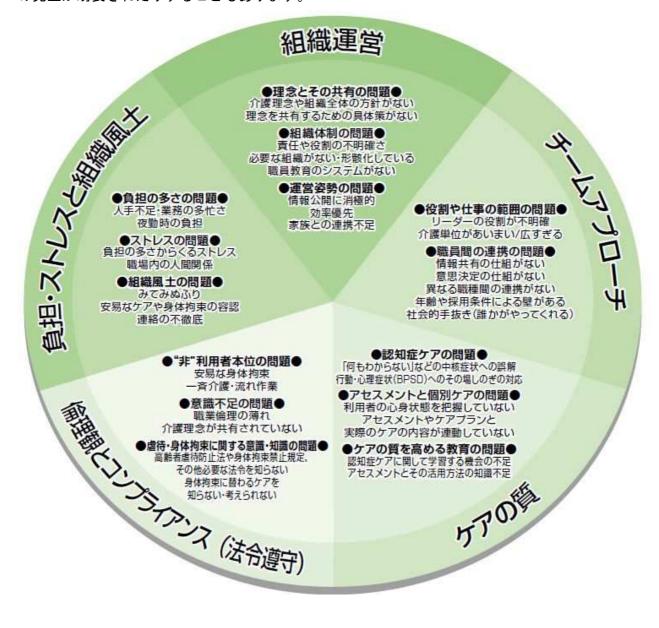
3.「高齢者虐待」の背景・要因とその予防策を知ろう!

(1)「虐待」や「不適切なケア」につながる背景・要因

「虐待」や「不適切なケア」につながる背景・要因について5つの次元に分けています。

- ①「組織運営」 ②「負担・ストレスと組織風土」 ③「チームアプローチ」
 - ④「倫理観とコンプライアンス」 ⑤「ケアの質」

これらは必ずしも独立した要因ではなく、相互に関係している場合が多くあります。放置されることで「虐待」や「不適切なケア」の温床となったり、複数の要因が作用することで「虐待」 の発生が助長されたりすることもあります。



(出典:施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト 認知症介護研究・研修仙台センター 平成 21 年 3 月)

(2) 「虐待」や「不適切なケア」の予防を進めるための手順

●一次予防=未然防止

未然防止を主眼とした、 ハイリスク状況等の見極めや、適切なアセスメント、ケアの実施。 上記を踏またえた具体的活動。

虐待事象が発生した際(虐待が疑われる事象、不適切なケ

アが発見された際)の体制、 また、当該高齢者に被害および二次被害が拡大しないよう

な体制づくり。

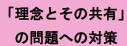
虐待(不適切なケア) の再発を防止するための検討。

●二次予防=悪化防止、再発防止

(3) 「虐待」や「不適切なケア」を防ぐためには(未然防止)

高齢者虐待や不適切なケアの起きる要因は、30ページで述べたように5つの要因に分けて考えることができます。ここでは、5つの要因における課題とその予防策について整理しました。施設長や管理者等が運営責任を十分に果たしていない場合、「虐待」や「不適切なケア」などが生じる可能性が高くなります。次の「対策」と「ポイント」を確認し、不足している部分にどう取り組むか、話し合ってみましょう。

防止策1 組織運営の健全化



- ①介護の理念や組織運営の方針を明確にする
- ②理念や方針を職員間で共有する
- ③理念や方針実現への具体的な指針を提示する

「組織体制」 の問題への対策

- ①職責・職種による責任・役割を明確にする
- ②必要な組織を設置・運営する
- ③職員教育の体制を整える

「運営姿勢」の問題への対策

- ①第三者の目を入れ、開かれた組織にする
- ②利用者・家族との情報共有に努める
- ③業務の目的や構造、具体的な流れを見直してみる



防止策2 負担やストレス・組織風土の改善

「業務の多さ」
の問題への対策

- ①柔軟な人員配置を検討する
- ②効率優先や一斉介護・流れ作業を見直し、個別ケア を推進する
- ③もっとも負担の高まる夜勤時に特段の配慮を行う

「ストレス」 の問題への対策

- ①職員のストレスを把握する
- ②上司や先輩が積極的に声をかけ、悩みを聞く

「組織風土」 の問題への対策

- ①組織的な対策に1つずつ丁寧に取り組んで行く
- ②取り組みの過程を職員間で体験的に共有する
- ③負担の多さやストレスの対策を十分にはかる



防止策3 チームアプローチの充実

「役割や仕事の範囲」 の問題への対策

- ①関係する職員がどのような役割をもつべきかを明確 にする
- ②リーダーの役割を明確にする
- ③チームとして動く範囲を確認する

「職員間の連携」の問題への対策

- ①情報を共有するための仕組みや手順を明確に定める
- ②チームでの意思決定の仕組みや手順を明確に定める
- ③よりよいケアを提供するためには、立場を超えて協力することが必要不可欠であることを確認する



防止策4 倫理観とコンプライアンスを高める教育の実施

「"非"利用者本位」
の問題への対策

- ①介護サービスにおける「利用者本位」という大原則 をもう一度確認する
- ②実際に提供しているケアの内容や方法が「利用者本 位」に基づいたものであるかをチェックする

「意識不足」の問題への対策

- ①基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底する
- ②目指すべき介護の理念をつくり共有する

「虐待・身体拘束 に関する知識」 の問題への対策

①関連する法律や規定の内容を知識として学ぶ ②身体拘束を行わないケアや虐待を未然に防ぐ方法を 具体的に学ぶ(「覚える」よりも「考える」学習を)

防止策5 ケアの質の向上



「認知症ケア」 の問題への対策

- ①認知症という病気やその心理について、正確に理解 する
- ②認知症に伴う行動・心理症状には本人なりの理由が あるという姿勢で原因を探っていく

「アセスメントと 個別ケア」 の問題への対策

- ①利用者の心身状態を丁寧にアセスメントすることが スタート
- ②アセスメントに基づいて個別の状況に即したケアを 検討する

「ケアの質を高める教育」 の問題への対策

- ①認知症ケアに関する知識を共有する
- ②アセスメントとその活用方法を具体的に学ぶ(OJT の方法を工夫し、実践の中で学ぶ)

(出典:施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト 認知症介護研究・研修仙台センター 平成21年3月)

4. 「高齢者虐待」や「不適切なケア」の予防を進めるための具体的な手順

虐待防止策について思いつかない、どのように進めて行けばよいか分からない・・・。

具体論が分からないとあきらめる前に、経営者や施設長・管理者が『虐待を絶対に許さない』という強い意識を持たなければ虐待対策は始まりません。

施設長や管理者は『絶対に虐待を許さない』という覚悟を持ち、そして、それを強く発信、 宣言していくことが具体的実践の前段階で必要なことです。

経営的立場にある者(経営者・理事長・施設長・管理者など)

▶施設・事業所の運営管理を行う役割

リーダー、主任など

▶自ら現場でケアを行い、スタッフの調整・管理を行う役割

現場の職員

▶直接、ケアを行う役割



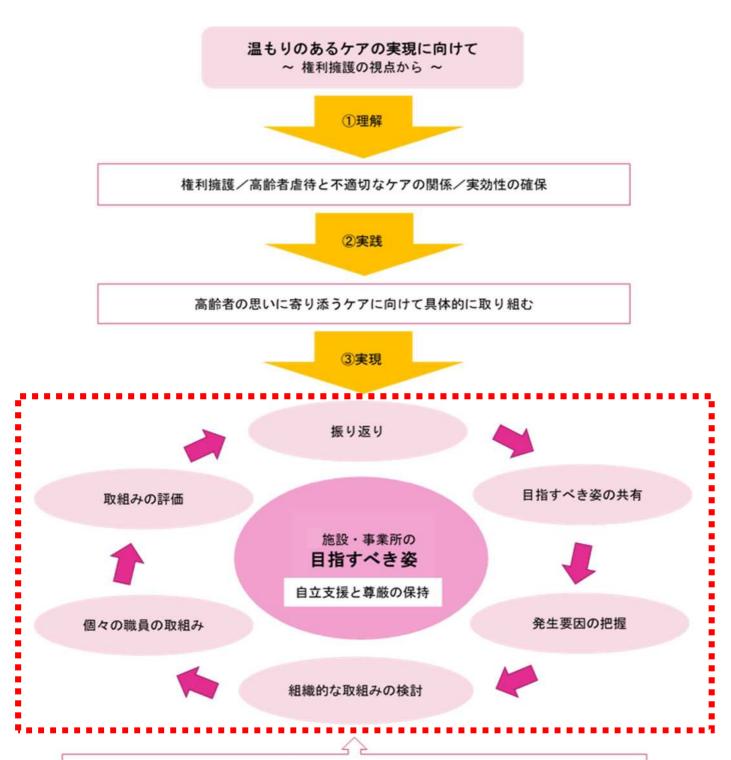
高島市、滋賀県



介護サービス事業者が施設・事業所を運営するにあたっては、そのサービスごとに運営 基準が定められており、高齢者の意思及び人格を尊重し、常に高齢者の立場に立ってサービス を提供することが義務づけられています。施設長・管理者には、高齢者の尊厳を第一とする理 念や方針を定め、常にサービスを向上させていこうとする熱意とビジョンが必要です。

組織において職員が自主的に行動できるようにするためにも、職員の行動・判断を支援し、 職場内で自由に意見交換ができる環境(風土)づくりをしていくことも必要です。

「施設・事業所の目指すべき姿」の実現に取り組む過程で、「ふれあい」や「奥深さ」など 「介護」の魅力を再確認するとともに、職員一人ひとりの「働きやすい職場づくり」に繋げて いくことが大切です。 ※以下に、1つの案として具体的な手順を示していきます。



明確に方針を定め、組織のトップをはじめとした全ての職員が協働し、取組みを進める

(参考:高齢者の思いに寄り添うケアを推進するための手引き 山梨県高齢者権利擁護等推進部会 平成27年6月)

振り返り

何が適切で何が不適切なケアなのか・・・。

基準は施設・事業所の運営方針や職場環境、個人の価値観によっても異なる場合があります。

目指すべき姿の共有

支援者には「思いに寄り添う」という姿勢が求められますが、それぞれの施設・事業所では、個々に理念や運営方針が 定められています。「施設でこんな風に過ごしたい」という 高齢者の思いや「人として当たり前の生活」をイメージし、 施設・事業所の理念を踏まえ具体的なケアを共有します。

発生要因の把握

施設・事業所として「あるべき姿」を共有し、「施設・事業所のケア」を振り返ることにより、改善すべき事項の発生要因を話し合い、その解消に向けた対応策を導きます。

組織的な取組みの検討

施設・事業所のケアを振り返り、「不適切なケア」の存在を検討する上で、個人的な要因としてだけ捉えるものではなく、発生要因を組織的な問題として捉え、組織の環境から整えていくという姿勢が重要です。また、目標に向かって高齢者への態度やケアの質を担保するために、「やるべきケア」「方法」「考え方」「個々の責任」などを明確にしたルールをつくります。

個々の職員の取組み

ルールの内容は、単に知識として覚えるものではなく、日常のケアで実践し、誰もが同じ質でケアを行うことができるようにします。

取組みの評価

ルールを、現場で使いやすく、役に立つものにするためには、内容を固定化せず、絶えず実態や最新ケアの知見、技術に合わせて見直し続けることが重要です。さらに、よりよいケアを提供するために、ささいなことでも取り組みの前後で高齢者や職員の変化があった点に着目します。

- ※高島市のホームページに、「食事」「排泄」「入浴」「移動」「接遇」等の各場面で例として提示したケアが施設・事業所で行われているかどうかの振り返りシートを掲載しています。
 - 一度、「不適切なケア」について考えてみましょう!



5. 施設・事業所における未然防止の実施

高島市では、施設・事業所を対象に『虐待防止・対応 策』の取り組みについて、「アンケート調査」「意見交換 会」を実施しました。以下がその内容になります。



『虐待防止・対応策』の実施状況について

① 施設長・管理者、一般職員ともに「十分できている」と回答した割合が高かった項目は、下記の3項目でした。

く取り組み項目〉

- 介護の理念や組織全体の方針を明らかにしている(されている)。
- 施設内外の研修に参加させている(することができる)。
- 必要に応じたアセスメントやケアプランの見直しを行っている(が行われている)。
- ② 施設長・管理者、一般職員ともに<u>「あまりできていない」「できていない」</u>と回答した割合が高かった項目は、下記の4項目でした。

特に一般職員の回答では、<u>「わからない」「把握していない」</u>という回答もあり、施設・事業所の方針が明確になっていないことが窺われます。

〈取り組み項目〉

- 施設のトップをはじめ、それぞれの職責・職種による責任や役割を明確にしている。
- 上司や先輩にあたる職員が積極的に声をかけ、悩みを聞くような(聞いてもらえるような)職場環境である。
- 苦情処理体制をはじめとする必要な委員会などが機能している。
- 虐待や不適切なケアに関するマニュアルを作成している。
- ③ 一般職員が「あまりできていない」「できていない」と回答した項目のうち、他の取組み項目と比較して割合が高かった項目は、下記の3項目でした。

〈取り組み項目〉

- 不適切な行為などを職員が上司等に報告や通報しやすい体制になっている。
- 効率優先や一斉介護・流れ作業を見直し個別ケアが推進されている。
- 施設・事業所内において他職種の連携が図られている。

理念や運営方針の周知・徹底

施設・事業所における理念や方針は、運営の根底にあるものです。職員は働く上でそのことを理解する必要があります。重要説明事項に記載することや、施設内に掲示し、高齢者・家族、スタッフ等に明らかにしているというのではなく、その内容を施設長・管理者はじめ関係者が理解し支援することが求められます。



施設・事業所の実践例

- 理念・行動規範とその意味を記載したハンドブックを持っており、いつでもその内容を確認できるようにしている。
- 朝礼や会議などで定期的に理念と行動規範を唱和している。
- 高齢者の意志および人格の尊重という点に着目して、事業所の理念を作成し、基本 方針として掲げている。

2 施設・事業所内外の研修

権利擁護や認知症ケアなど、ケアに関する知識を 共有することが必要です。ケアの知識は日々新しく なるものであり、経験の浅い職員だけが学べばよい ものではありません。ケアに関する正確な知識と、 それに基づいた方法を、皆で学び共有していく機会 が必要です。

また、OJT の方法を工夫し座学だけではなく 実践の中で学べるよう、職員一人ひとりに対する 指導・支援が行える体制を考える必要があります。



施設・事業所の実践例

- ●「身体拘束」については年間を通じ職員研修と会議を行い内容をフィードバック している。「虐待防止」においても、必須研修を通し、一定レベルの確保に努めて いる。
- OJT の方法を工夫し、座学だけではなく実践の中で学べるよう、職員一人ひとり りに対する指導・支援が行える体制を考えている。

アセスメントは単なる作業ではなく、実生活の中での困難さや高齢者が持っている力を、具体的に把握・分析する過程であることを忘れてはいけません。また、アセスメントはそれが実際のケアの内容に活かされて初めて意味を持ちます。 丁寧なアセスメントと、それに基づいた個別ケアの徹底が、結果的に不適切なケアを減らし、「虐待」の防止につながります。



施設・事業所の実践例

- 高齢者の状況の変化に応じてモニタリングを行い、必要に応じて家族、ケアマネジャーや相談員に報告・相談している。
- ◆ 失敗や悩みを共有し全体の質の向上を図っている。
- 職員全員で高齢者の一人の方を"ひもときシート"を使用しケアプランの見直しやケアの方法を検討している。

施設・事業所内における職種間の連携・職場環境

情報を共有されず、具体的なケアの内容をどうするかが個々の判断だけに任される状況は、危険です。なぜなら、そのような状況は不適切なケアに気づき改善する機会を奪い、高齢者虐待の早期発見・早期対応を困難にしてしまうからです。また、特定の職員が負担を抱え、追い込まれてしまうような状況にも気づきにくくなります。小さな情報であっても関係者間で共有され、意思決定が図られる組織、チームづくりが必要です。



施設・事業所の実践例

- OJTを導入し、指導係を明確にしている。
- 役職者が定期的に現場を訪れ、職員と交流する機会をもっている。
- 職員が精神的に追い込まれて虐待につながらないように、定期的に意見を聴く機会を つくっている。

5

アンケート調査において、施設長・管理者、一般職員 ともに「あまりできていない (できていない)」と一番 多く回答があった項目です。

日頃気をつけたい行為や言動に対して自分自身で振り

返るためには簡単なチェックリストの活用が役立ちます。 また、施設・事業所の理念や方針、研修企画の他、 「自分たちの言葉で書かれたマニュアル」を施設・事業 所の実情に合わせて作成することは、職員の士気を高め、 良いケアをしていくために有効です。



施設・事業所の実践例

- 個々にマニュアルが配布されていたり、いつでも閲覧できるような場所においてあるので、いつでも確認できる。
- 作成したマニュアルを元に勉強会をおこなっている。

報告・通報しやすい体制づくり

万が一職員に不適切なケアがみられた場合にも個人の問題ではなく、施設・事業所全体の問題として捉え、施設長や管理者が責任をもって事実確認を行い、改善策を検討し、それまで以上により良いケアを行うために一体となって取り組む体制づくりが欠かせません。

また、制度的な仕組みづくりに加え、「報告しやすい 関係に努める」「相談できる雰囲気がある」など、日頃 から円滑なコミュニケーションに心がけるなど、職場の 人間関係も大変重要です。



施設・事業所の実践例

- 支援方法について報告・相談する場をつくっている。
- サービス向上委員会の設置や施設長が定期的に職員の聞き取りをおこなっている。
- 定期的に会議が行われ、その場で問題を確認することができている。

施設・事業所の運営にあたって、閉鎖的な姿勢は 不適切なケアを気づきにくくさせ、結果として虐待 や不適切なケアの発見・対応を遅らせる危険性があ ります。そのため、運営姿勢として第三者の目を入 れ、開かれた組織にすることを心がけることが大切 です。

オンブズマン組織や第三者評価、介護サービス相 談員派遣事業などの導入・活用や地域との交流を積 極的に考えましょう。これは日々行われているケア



の根拠と結果を説明し、信頼関係を築く意味でも重要です。

さらに、効率優先で個別ケアを顧みない組織の姿勢は、意識しないうちに、高齢者にとって不適切なケアを誘発しがちです。そのため、業務の目的や構造、具体的な流れを見直 してみることも必要になります。

施設・事業所の実践例

- 第三者委員会や苦情処理対応委員会を設置し、苦情への対応については職員全員が 確認できるようになっている。
- 問題が解決できるよう話し合いの場(職員同士)を作り、全員で共有できるようにしている。
- 苦情対策等全てを高齢者や家族に公表している。高齢者の家族との運営懇談会を 実施している。高齢者、家族が自由に意見を言えるように意見箱を設置し、年2 回家族と話し合いをしている。また、この時に苦情をどのようにしていくか話して いる。

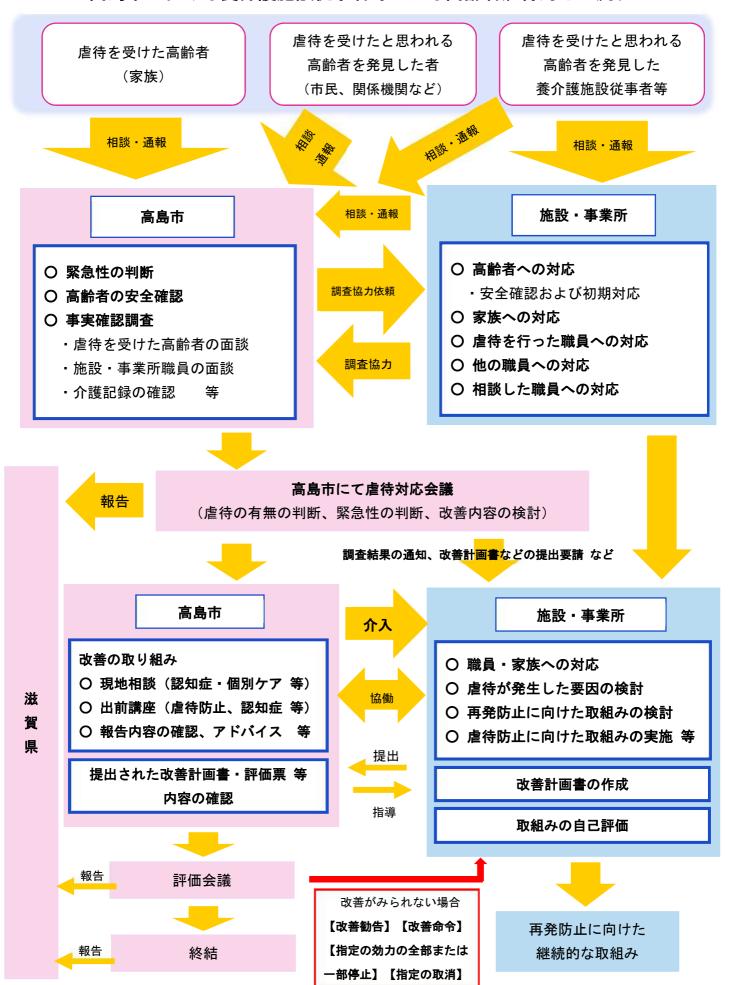
6. 「高齢者虐待」や「不適切なケア」が起こってしまった時は… (悪化防止・再発防止)

(1)施設・事業所の体制確立

施設・事業所内で虐待が発生した場合は、迅速かつ適切に対応するため、あらかじめ組織と して対応を決めておく必要があります。

実際に「虐待」が発生した場合、速やかに職員間の連携がとられることが必要となります。 また、施設・事業所内で虐待が発生した場合、発見者は高島市への通報義務が発生することも 周知されていなければなりません。

~ 高島市における養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の流れ ~



(2)施設・事業所内で「虐待」が発生した場合の対応

● 高齢者本人や家族、または同僚から「虐待」の 相談を受けた職員は、まずは各部署の責任者へ 報告し、その後、速やかに施設長・管理者、 高島市(地域包括支援センター)等に報告します。



● 職員としての役割

① ひとりで悩みこまずに相談を!

高齢者虐待を発見しても、施設・事業所内においては職員同士がかばいあうことが想定されますが、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、その場で職員間の注意喚起が必要です。 一人で悩んだり、見てみぬ振りをせず、直属の上司や施設長・管理者、または高島市(地域包括支援センター)に相談、報告する事が必要です。また、高齢者本人や家族から虐待の訴えを受けた場合も同様です。

② 上司への報告

職員本人が虐待と思われる行為や不適切なケアを 行った場合も、高齢者の権利擁護の観点から隠さ ず、早期に上司に報告することが大切です。

③ 通報の義務

高齢者虐待の通報は施設・事業所職員全員の義務 です。法律的な義務として行います。

● 虐待を受けた高齢者の心身の状態を把握し、 必要な手当などを速やかに行い高齢者の安 全を確保し、二次的な被害を防ぎます。



● 虐待の事象(疑い含む)が施設・事業所で 見受けられた場合、高島市地域包括支援 センター(地域包括支援課)へ通報します。 情報を隠すようなことは避け、速やかに 連絡することが重要です。



〇 施設長・管理者の役割

	高齢者の安全確保に努めるとともに、初期対応を行います。	
① 高齢者への対応	 《身体的虐待、介護の放棄・放任の場合(例)》 (i) 高齢者の安全確認や治療の必要性の有無について確認します。 (ii) 治療が必要な場合は、速やかに適切な治療が受けられように手配します。 (iii) 体の傷など目で確認できるものは、本人等の同意を得て写真を撮るなどして記録します。 《心理的虐待、性的虐待(例)》 高齢者の心が傷ついていることが予測されるため、施設長・管理 	
	者は話をじっくり受け止め不安を取り除くことが大切です。	
② 家族への対応	事実確認後、速やかに虐待の経過について家族に連絡するとともに謝罪します。家族に早期に面接できない状況であれば、まず電話で連絡をし、その後お会いすることが必要です。	
③ 虐待を行った 職員への対応	施設長・管理者は、虐待が疑われる職員に事実確認をします。その際には、虐待の実態や虐待と思われるケアが行われた背景、人員の配置状況等を確認します。虐待と意識していない場合や介護ストレスから精神的に追い込まれていることも考えられるので、初めから虐待と決めるつけることなく、慎重に確認します。また、他の職員にも並行して事実の確認を行います。	
④ 他の職員の対応	虐待が発生した場合には、虐待を行った職員の資質によるものと 決めつけて、その職員を叱責したり研修したりするのではなく、職 員全体・施設・事業所全体の問題として捉えて対応することが望ま れます。その為、虐待の事実を職員間で共有することが大切です。	

⑤ 相談者の保護

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと(第21条第7項)と規定されています。

施設長・管理者は、職員に対して、このような通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在を周知することが必要です。

○組織としての役割 (理事長・理事会など含む)

相談・通報

虐待は他者から見えないところで行われる傾向があり、施設 長・管理者が知らないところで起こり得ます。

また、虐待をしている職員に自覚がないまま行われていることがあるため、施設・事業所自らが事実確認の調査をすすめて判断することは危険です。事実確認の調査を行うことは施設・事業所の役割ではありません。虐待が疑われた場合には、速やかに、高島市に通報することが重要です。

〇高島市の役割

① 事実確認

通報等を受けた場合、通報等の内容に基づいて、事実確認や高齢者の安全確認を行ないます。その為、当該施設・事業所の調査を行います。

② 改善指導

調査の結果、虐待の事実が明らかになった場合は、施設・事業 所に対し、改善を図るように指導を行います。また、今後の対策 や改善策等を文書で報告を求めることもあります。

③ 権限行使(必要時)

指導に従わず改善が図られない場合は、老人福祉法や介護保険 法に基づき勧告や命令、指定取消し処分などの権限を行使しま す。

4 評価

改善計画書に基づいて虐待防止に向けた取り組みが実施できているか評価を行います。虐待が解消し、高齢者が安心してサービスを利用できるようになり、虐待の要因となった課題について、施設・事業所が再発防止のための方策を講じ、効果を上げていると確認できた場合は、終結となります。

取組みが不十分で改善がみられない場合は再指導を行います。

(3) 再発防止に向けての組織としての取組み

虐待の事実が確認された場合は、再発防止策を検討し、施設・事業所内で防止策が実行されることが必要となります。この時、虐待を行った職員の資質によるものと決めつけず、なぜ起きてしまったのか、今後虐待が発生しないようにするには、施設・事業所全体でどのように取り組んでいくのか、検討することが重要となります。

虐待の事実が確認出来ない場合もあるかもしれません。 しかし、虐待の疑いがあることは事実です。今後、虐待 を未然に防ぐためにも、施設・事業所としての防止策を 検討する必要があります。



○ 組織としての役割 (理事長・理事会など含む)

① 職員の認識

高齢者虐待が発生したことについて、職員会議などを開き職員全員が認識します。

② 再発防止の検討

第三者(第三者委員など)を入れ、高齢者虐待が発生した要因や再発防止に向けた取り組みについて検討します。

③ 家族への説明

家族へ高齢者虐待が発生した要因や再発防止に向けた取り組みについて説明します。

④ 再発防止に向けた職場会議

職員、施設長・管理者が一体となって、積極的に高齢者虐待防止についての会議や、打ち合わせの場を定期的に開催し、事例の分析、研修の企画、組織としての対応がマニュアルに沿ってできたか、又はマニュアルが現実的なものであったか等について意見を十分交換し検討します。

⑤ 組織体制の明確化

苦情の受付やその処理体制については、組織の目的とその役割をはっきりと認識し、機能しているか点検・見直しを行い、誰もが分かるように明示することが大切です。

⑥ 個別ケアの充実

対応が難しいケースに対するケアの方法や、不適切なケアの 改善のためには、スタッフ全体でアセスメントを行い、個別の 状況に応じた具体的で実施しやすいケアプランを検討し、実施 結果を評価していくことが重要です。

また、不適切なケアを防止するためのマニュアルを作成し、 職員間で共有します。

⑦ 職場内研修の徹底

ケアの質を高めるためには、必要な知識や技術を学ぶ機会の 提供が必須です。理念や指針を示しスタッフ間で共有し、特に 認知症ケアについての研修会の開催を促します。

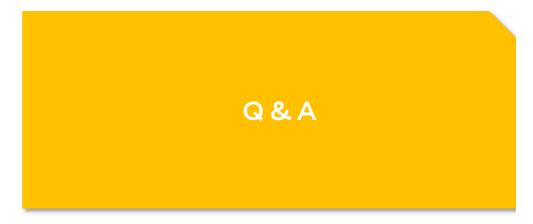
⑧ 働きやすい職場環境 の実現

個々の職員の状況を把握し、勤務体制を見直します。また、職員が相談しやすいよう施設長・管理者やリーダーは個々のスタッフに日常的に声かけをします。

⑨ 開かれた施設・事業 所づくり

介護サービス相談員の受入れ、オンブズマン制度、第三者評価、地域の住民やボランティアなど第三者の目として多くの人を積極的に施設・事業所で受け入れることは、開かれた施設・事業所づくりにつながり、職員の意識高揚に対しても重要と考えられます。





1. 身体的虐待 身体拘束

Q1. ベッドに3点柵をつけることは身体拘束にあたりますか?

身体拘束は柵の本数によるものでなく、「高齢者の行動を制限する行為(※1)」に該当するか否かで判断します。「高齢者の行動を制限する行為」は高齢者の心身の状況によって異なるものである為、高齢者またはその家族、介護を行う者の話し合いによって判断することになります。

身体拘束は、「適切な手続きを経たうえで<u>緊急</u>やむを得ない場合で<u>代替性</u>がなく、<u>一時的</u>なもののみ(%2)」が認められています。

※1「高齢者の行動を制限する行為」~身体拘束の具合例~

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ① 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(出典:厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』、2015)』



※2「緊急をやむを得ない場合の3要件」

切迫性	高齢者または、他の高齢者等の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと。
非代替性	身体拘束やその他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

Q2. 認知症のある高齢者本人の同意によって身体拘束を行っている場合には、虐待に 該当しないと考えてもよいのでしょうか?

高齢者本人の判断能力の程度によらず、本人、家族や成年後見人等の同意のみによる身体 拘束は虐待に該当します。したがって、高齢者本人が認知症の場合においても、前ページの 3要件を満たし、かつ、手続き上の手順が適正に取られているかを確認することが必要です。

Q3. 徘徊のリスクのある一人暮らしの認知症高齢者が訪問介護を利用しています。高齢者の安全を守るため家族とも相談し、同意を得た上で、訪問介護員が帰宅する際に、玄関につっかえ棒をして高齢者が外出できないようにしていますが、虐待に該当しますか?

身体拘束の具体例(前ページ)の中には「⑪自分の意思で開けることのできない居室等に 隔離する。」が含まれており、高齢者を外出できないよう閉じこめる行為は身体拘束に該当 するものと考えられます。

- 2. 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)
- Q1.「介護・世話の放棄・放任」及び「心理的虐待」については「著しい」という限定がなされていますが、これはどういう意味ですか?

ここにおける著しいとは、介護・世話の放棄・放任が不作為であり、心理的虐待は主観的な 内容を含むものであるため、外形的に虐待と判断しにくいことから、「著しい」とし、不適切 な介護との区別を行う趣旨です。したがって、誰が見ても疑う余地のない程度の重い結果が生 じているものを指すというものではなく、外形上、軽微なもののように見えても、それが日常 的または継続してなされていたり、複数の行為が重なってなされたような場合で、高齢者の生 命、身体、精神に影響を及ぼす場合には「介護・世話の放棄・放任」、「心理的虐待」と判断 されます。



Q2. 面会に来た家族が本人に暴言や暴力をふるったりすることで、本人が身体的・精神的に被害を受けているにもかかわらず、施設側が何ら対応をとりません。施設側の対応は高齢者虐待に該当しますか?また、家族が本人の資産や年金を流用しているのを発見した場合はどうですか?

面会に来た家族の暴言や暴力を発見した施設・事業所職員は、まず本人の安全を確保する 手立てを講じる必要があり、そうした対応がなされない場合は、職務上の義務を著しく怠っ たとして「介護・世話の放棄・放任」に該当します。

家族が本人の資産や年金を流用することは養護者による虐待に当たりますので、それを発見した場合は、養介護施設従事者の義務として、速やかに高島市に通報しなければなりません。

Q3. 同僚の虐待行為を知った職員が、誰にも報告せず、その行為を放置した場合、この 行為は、介護・世話の放棄・放任に該当しますか?

同僚の虐待行為を通報・相談せずに放置した職員の対応も、職務上の義務を著しく怠ったとして「介護・世話の放棄・放任」に該当します。

施設・事業所内で同僚が虐待行為を行っているのを発見した場合、本人の安全を確保する 手立てを講じる必要があり、それととともに、高齢者虐待防止法第 21 条第 1 項により速や かに高島市に通報しなければなりません。

施設・事業所内虐待は外部から見えにくく、お互いにかばい合いをすることを防ぐ趣旨からも、この規定は、同一施設・事業所の中で虐待行為が発見された場合、身体・生命に危険が及んでいるかを問わず、通報義務が定められています。

3. 心理的虐待

Q1. 施設・事業所側の都合で、高齢者の臥床・離床・起床等を強制的に行うことは虐待 に該当しますか?

高齢者の意向を無視したり状態を考慮しなかったりする介護が、高齢者の尊厳を傷つけ、 意欲や自立心を減退させる場合は、「心理的虐待」に該当すると考えられます。



4. 経済的虐待

Q1. 高齢者に対して、事業所に金銭を寄付・贈与するような契約書が作成し、それが 実行された場合、経済的虐待に該当しますか?

高齢者の判断能力の程度や動機により、経済的虐待に該当するかどうかは異なります。高齢者に判断能力があり、その真摯な意思に基づいて、事業所に金銭を寄付・贈与する契約を締結した場合には、経済的虐待とは言えません。

しかし、判断能力があっても例えば施設・事業所に世話になっているから断りにくい、断ると不利益があるかもしれないと考え、やむを得ず契約した場合には真摯な意思の発言とは 言えず、経済的虐待に該当することもあります。

なお、寄付・贈与をすることの意味を理解するだけの判断能力がない場合、その意思に基づいて寄付・贈与することは不可能なので、寄付・贈与の契約を締結させることは経済的虐待に該当します。

Q2. 養介護施設従事者等が高齢者の金銭を私的に預かり使用することは、業務の範囲 外のため経済的虐待には当たりませんか?

高齢者虐待防止法第2条第5項には、「業務に従事する者が・・・」と規定されており、サービス・業務の範囲かどうかは関係ありません。法による立入調査や刑事事件としても検討が必要です。

なお、寄付、贈与をすることの意味を理解するだけの判断能力がない場合、その意思に基づいて寄付・贈与することは不可能なので、寄付・贈与の契約を締結させることは経済的虐待に該当します。

※ "性的虐待に関連する行為"について Q&Aはありません。



高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成17年11月9日法律第124号)

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等(第6条—第19条)

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第20条-第25条)

第4章 雑則(第26条—第28条)

第5章 罰則 (第29条・第30条)

附則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第2条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設 従事者等(第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業におい て業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設 従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行 為をいう。
- (1)養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ、高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ. 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人 によるイ、ハ又は二に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

- ハ. 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心 理的外傷を与える言動を行うこと。
- 二. 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせる こと
- (2)養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該 高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれか に該当する行為をいう。
- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設、同条第29項に規定する介護医療院若しくは同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ、高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ. 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護 すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ. 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 二. 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせる こと。
- ホ. 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益 を得ること。
- (2) 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法 第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着 型サービス事業、同条第24項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2 第1項に規定する介護予防サービス事業、同条第12項に規定する地域密着型 介護予防サービス事業若しくは同条第16項に規定する介護予防支援事業(以 下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に 係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行 為
- 6 6 5 歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は 養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(障害者基本法(昭和45年法

律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。)については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(国及び地方公共団体の責務等)

- 第3条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
 - 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護 並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの 職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の 研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護 に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等につ いて必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第4条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

- 第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介 護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある 者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発 見に努めなければならない。
 - 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓 発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めな ければならない。

第2章 養護者による高齢者虐待防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第6条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた 高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うも のとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

- 第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者 の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通 報しなければならない。
 - 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を 発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
 - 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する 法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはな らない。
- 第8条 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する 届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その 職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏ら してはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

- 第9条 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。
 - 2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第10条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条 の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を 採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

- 第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の46第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
 - 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなけ ればならない。
 - 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

- 第12条 市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる
 - 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要 に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
 - 3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第13条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2 号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養 介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点か ら、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を 制限することができる。

(養護者の支援)

- 第14条 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に 対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
 - 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽

減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるため に必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第15条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の46第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

- 第17条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第6条の規定による相談、指導及び助言、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第14条第1項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。
 - 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは 職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に 関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 3 第1項の規定により第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第 1項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が 第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出 を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役 員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者 を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第18条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

- 第19条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間 の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。
 - 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため 必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

- 第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介 護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う 者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業 務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を 発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
 - 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
 - 3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け 出ることができる。
- 5 第18条の規定は、第1項から第3までの規定による通報又は前項の規定による 届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第 3項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項に おいて同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
- 第22条 市町村は、前条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。
 - 2 前項の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項 の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市については、厚生労働省令 で定める場合を除き、適用しない。
- 第23条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第24条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは同条第4項の 規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受け たときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適 正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護 施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福 祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第25条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で 定める事項を公表するものとする。

第4章 雑則

(調査研究)

第26条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切 な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢 者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査 及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

- 第27条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産 上の利益を得る目的で高齢者と行う取引(以下「財産上の不当取引」という。) による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担 当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の 不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託す るものとする。
 - 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第28条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護 並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後 見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のため の措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければ ならない。

第5章 罰則

第29条 第17条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 正当な理由がなく、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しく は忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁 をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

改 正(平成18年法律第116号)(抄)

(施行期日)

- 第1条 この法律は、平成18年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 1 (前略) 附則第131条から第113条までの規定 公布の日
 - 6 (前略) 附則第111条の規定 平成24年4月1日

(高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第111条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年 法律第124号)の一部を次のように改正する。第2条第5項1号中「、同条 第26項に規定する介護療養型医療施設」を削る。

(その他の経過措置の政令への委任)

第133条 附則第3条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な 経過措置は、政令で定める。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法などの一部を改正する法律(抄)

(平成23年6月22日法律第72号)

第44条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年 法律第124号)の一部を次のように改正する。

> 第2条第5項第1号中「第8条第20項」を「第8条第21項」に、「同上第 24項」を「同条第26項」に、「第115条の45第1項」を「第115条 の46第1項」に改め、同行第2号中「同条第21項」を「台条第23項」に 第11条第1項中「第115条の45第2項」に改める。

> 第16条中「第115条の45第3項」を「第115条中の46第3項」に改める。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(抄)

(平成23年6月24日法律第79号)

附 則

(高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第3条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年 法律第124号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(定義等)に改め、同条に次の1項を加える。

6 6 5歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。)については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則 (平成18年3月31日号外厚生労働省令第94号)

最終改正:平成18年5月9日厚生労働省令第119号

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第22条の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

(市町村からの報告)

第1条 市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17年法律第124号。以下「法」という。)第21条第1項から第3項までの規 定による通報又は同条第4項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待(以下「虐待」という。)の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第2条第5項第1号に規定する養介護施設又は同項第2号に規定する養介護事業の事業所(以下「養介護施設等」という。)の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 1 養介護施設等の名称、所在地及び種別
- 2 虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分をいう。)又は要支援状態区分(同条第2項に規定する要支援状態区分をいう。)その他の心身の状況。
- 3 虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 虐待を行った養介護施設従事者等(法第2条第2項に規定する養介護施設従事者等 をいう。以下同じ。)の氏名、生年月日及び職種。
- 5 市町村が行った対応
- 6 虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容。

(指定都市及び中核市の例外)

第2条 法第22条第2項の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第21 条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出があった場合とする。

(都道府県知事による公表事項)

- 第3条 法第25条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 1 虐待があった養介護施設等の種別
 - 2 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

附則

この省令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則〔平成18年5月9日厚生労働省令第119号〕

この省令は、公布の日から施行する。

「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止対応の手引き」作成

ワーキンググループ会議メンバー(平成28年度29年度) (敬称略)

-	<u> </u>	
	氏 名	所 属
土居	正志	日本社会福祉士会 虐待対応力向上に向けた 体制整備のあり方検討プロジェクト チーム委員
野田	隼人	滋賀弁護士会
足立	義弘	滋賀県社会福祉士会
芳野	格(平成28年度)	滋賀県老人福祉施設協議会 高島ブロック
山川	恵子 (平成29年度)	
吉田	和浩	高島市サービス事業者協議会
藤本	栄江	湖西介護支援専門員連絡協議会
長瀬	千恵美(平成28年度)	高島市健康福祉部長寿介護課
北村	かおり(平成29年度)	
西村	陽子	
古谷	靖子	
西川	孝史	
峯森	亜季	高島市健康福祉部地域包括支援課
岸力	いおり (平成28年度)	
上川	新也 (平成29年度)	

「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止対応の手引き」改訂 ワーキンググループ会議メンバー(令和3年度) (敬称略)

氏 名	所 属
中原 一隆	認定特定非営利活動法人 あさがお
竹下 育男	滋賀弁護士会
村田 才司	滋賀県社会福祉士会
中清水 恭子	滋賀県老人福祉施設協議会 高島ブロック
西村 武博	高島市サービス事業者協議会
井上 良信	湖西介護支援専門員連絡協議会
森田 円	高島市健康福祉部高齢者支援局長寿介護課
古谷 靖子	
齊藤 祥子	
越谷 美紀	高島市健康福祉部高齢者支援局地域包括支援課
岸 かおり	
植村 祐太	

事務局 高島市地域包括支援課(高島市地域包括支援センター) TEL 0740-25-8150

引用 · 参考文献

- 『高齢者虐待を考える 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集』 認知症介護研究・研修仙台センター 平成20年3月
- 『施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト』 認知症介護研究・研修仙台センター 平成21年3月
- 『高齢者・家族の心に耳を傾けるケアをめざして』 神奈川県保健福祉部 高齢福祉課 平成21年3月
- 『市町村・都道府県のための養護介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き』 社団法人 日本社会福祉士会 平成24年7月
- 『高齢者の思いに寄り添うケアを推進するための手引き』山梨県高齢者権利擁護等推進部会 平成27年6月
- 『「その人らしさ」を大切にしたケアを目指して』 公益財団法人 東京都福祉保健財団 平成28年3月



発 行 滋賀県高島市 発 行 所 〒520-1592

滋賀県高島市新旭町北畑565番地

編 集 健康福祉部高齢者支援局

地域包括支援課

発行年月 令和5年3月